

山梨県給食施設指導要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の規定に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（以下「給食施設」という。）に対する指導等について、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）及び山梨県健康増進法施行細則（平成15年山梨県規則第60号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給食施設)

第2 給食施設とは、学校、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設、事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊、一般給食センター、その他をいい、「特定給食施設」、「その他の給食施設」に区分する。

2 「特定給食施設」とは、法第20条第1項に規定される1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。

3 「その他の給食施設」とは、前項に規定する特定給食施設以外の施設であつて、1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設とする。

ただし、上記に該当しない施設であっても、その施設の所在地を管轄する保健所の長（以下「保健所長」という。）が必要と認めた施設については、「その他の給食施設」と同様に取り扱うものとする。

(給食施設の届出等)

第3 特定給食施設の設置者は、法第20条及び施行細則第2条の規定により、事業の開始、変更、休止及び廃止の届出を行うものとする。

2 その他の給食施設の設置者は、当該給食施設における給食の開始、変更、休止及び廃止の状況について、その事柄が発生した日から一月以内に届出を行うものとする。（様式第8号、様式第9号、様式第10号）

(栄養指導員の指導及び助言)

第4 法第19条に規定する栄養指導員は、第2に規定する給食施設に対して、栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(栄養指導票の交付)

第5 栄養指導員が法第18条第1項第2号及び法第22条の規定による指導を行ったときは、栄養指導票（様式第1号-1、様式第1号-2、様式第1号-3）を作成し、当該指導の対象となった施設の管理者に交付しなければならない。

(給食施設台帳)

第6 保健所長は、法第20条及び第3の規定による届出に基づき、給食施設台帳を備えるものとする。

(特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定の様式)

第7 法第21条第1項の規定による指定は、指定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 指定した特定給食施設が指定の基準に該当しなくなったときは、指定取消通知(様式第3号)によりその指定を取り消すものとする。

(特定給食施設等栄養管理報告書)

第8 保健所長は、法第21条第3項の規定による栄養管理状況を把握するため、特定給食施設の管理者に対し、前年度4月から3月までの間に実施した給食業務について、当該年度の5月末までに特定給食施設等栄養管理報告書(様式第4号から様式第7号まで)の提出を求めることとする。

2 保健所長は、その他の給食施設に対し、その栄養管理状況を把握するため、前項の「特定給食施設等栄養管理報告書」等の提出を求めることとする。

3 前二項に係わらず、教育委員会が所管する給食施設については、「特定給食施設等栄養管理報告書」に替え、学校給食栄養報告(週報)等(以下「週報等」という。)の提出を求めることとする。

(教育委員会が所管する給食施設)

第9 教育委員会が所管する給食施設に対し、第8第3項に基づく週報等の提出を求める場合及び法に基づく関与(法第18条第1項第2号の規定による指導及び助言、法第22条の規定による指導及び助言、法第23条の規定による勧告及び命令並びに法第24条の規定による立入検査等)を行う場合には、教育委員会を通じて行うものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めのない事項については、保健所長及び栄養指導員は健康増進課長と協議のうえ処理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 管理栄養士を配置すべき集団給食施設の指定に関する要綱(平成9年4月1日施行)及び「病院栄養管理報告書」取扱い要領(平成13年10月1日施行)は、廃止する。

3 この要綱は、平成17年4月1日から改正施行する。

4 この要綱は、平成27年3月17日から改正施行する。

5 この要綱は、平成30年8月28日から改正施行する。

6 この要綱は、令和4年3月3日から改正施行する。

7 この要綱は、令和5年3月9日から改正施行する